

所管部課		市民環境部 市民課		部長	木村 西				
件 名		東大和市住民基本台帳事務取扱規則の一部を改正する規則について			区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則								
	部課機関								
1. 要 旨 (1) 主な改正理由 ① 東大和市手数料条例の一部を改正する条例（令和6年条例第34号）の施行による。 ② 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が公布され、その後政令により令和6年12月2日に施行期日が定まったことにより、健康保険被保険者証が廃止になる。 これらに伴い本規則の一部を改正するものである。 (2) 改正内容 ① 第6条の住民異動届出書において住民基本台帳法の引用条文の章ずれを改正する。 ② 第10条の住民票の写しの交付請求等及び第16条の配偶者からの暴力等の被害者の支援において、除票に記載した事項に関する証明を追加する。 ③ 別表第2において、健康保険の被保険者証の文言を削る。 (3) 施行日 公布の日 別表第2の改正は令和6年12月2日									
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 総務課において審査済み									
3. 留意事項（問題点等）									
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議における審議終了後、速やかに改正手続を進めたい。									
5. 審議結果									

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。